公立大学法人沖縄県立芸術大学報酬及び謝金に関する規程

令和３年４月１日
沖芸大規程第42号

（趣旨）

第１条　公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）における報酬及び謝金の支給に関する取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（審議会等の委員の報酬）

第２条　経営審議会、教育研究審議会及び理事長選考会議（以下「審議会等」という。）の委員の報酬の額は、別表第１のとおりとする。

２　第１項の規定にかかわらず、法人の役員及び常勤の職員には、審議会等の委員の報酬は支給しない。

（学校医の報酬）

第３条　学校医の報酬の額は、別表第２のとおりとする。

（講師等謝金）

第４条　法人が実施する研修会、講習会等において、講師等を依頼した場合における謝金（以下「講師等謝金」という。）の額は、別表第３のとおりとする。

２　研修会、講習会等の実施にあたり、事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合には、打ち合わせ等に要する時間を実施時間に含めて講師等謝金を支給することができる。

３　第１項にかかわらず、法人の役員及び常勤の職員に対して研修会、講習会等の講師等を依頼した場合は、謝金は支給しない。

４　特に顕著な業績を有する者に研修会、講習会等を依頼する場合等特段の事情により、第１項の規定によりがたい場合の講師等謝金の額については、事務局長が別に定めることができる。

（講師等謝金以外の謝金）

第５条　講師等謝金以外の謝金の額は、別表第４のとおりとする。

２　特段の事情により前項の規定によりがたい場合の講師等謝金以外の謝金の額については、事務局長が別に定めることができる。

（依頼旅費の支給）

第６条　用務の遂行にあたり、旅費の支給が必要と認められる場合にあっては、公立大学法人沖縄県立芸術大学旅費規程（令和３年公立大学法人沖縄県立芸術大学規程第31号）を準用し、報酬又は謝金とあわせて支給する。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、報酬及び謝金の支給に関する取扱について必要な事項は、事務局長が定める。

附　則（令和３年４月１日理事長決裁）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

審議会等		報酬の額
経営審議会	委員	日額　9,300円
教育研究審議会	委員	日額　9,300円
理事長選考会議	委員	日額　9,300円

別表２（第３条関係）

区分	報酬の額
学校医	月額　20,400円

別表３（第４条関係）

区分				報酬の額
県内	学校官公署	大学教員等	教授	時給　5,500円
			准教授	時給　5,000円
			その他	時給　4,000円
		国等	本省課長級以上	時給　5,000円
			その他	時給　4,000円
		地方公共団体等	市町村長	時給　5,000円
			その他	時給　4,000円
	その他		医師・弁護士・公認会計士	時給　5,500円
			その他	時給　4,000円
県外	学校官公署	大学教員等	教授	時給　11,000円
			准教授	時給　8,000円
			その他	時給　6,000円
		国等	本省課長級以上	時給　8,000円
			その他	時給　5,000円
	その他		医師・弁護士・公認会計士	時給　11,000円
			その他	時給　6,000円

備考

１　１日４時間までを基本とし、４時間を超えるときは、それぞれ１時間につきこの表の金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は２時間以内とする。

２　法令等により、単価が明示されているものについては、当該法令等の定めるところによる。

３　講義時間が１時間に満たない場合３０分以上は１時間とみなし支給すること。

別表４（第５条関係）

区分	報酬の額
審議会等以外の会合の委員	日額　8,400円

ティーチングアシスタント（ＴＡ）		時給　920円
リサーチアシスタント（ＲＡ）		時給　1,170円
ヌードモデル	県外	時給　3,800円
	県内	時給　3,000円
着衣モデル		時給　1,380円